

都留市企業立地支援条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市規則第 4 号

都留市企業立地支援条例施行規則の一部を改正する規則

都留市企業立地支援条例施行規則(平成 20 年都留市規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 10 号とし、同条に次の 1 号を加える。

(11) その他条例第 1 条の目的を達成するために、市長が特に必要と認めるもの
第 2 条第 6 号の次に次の 3 号を加える。

(7) 宿泊業 日本標準産業分類に規定する大分類 M の小分類 751(旅館、ホテル)に分類されている事業を営むもの

(8) 娯楽業 日本標準産業分類に規定する大分類 N の小分類 805(公園、遊園地)のうち 8052(遊園地)及び 8053(テーマパーク)に分類されている事業を営むもの

(9) その他の教育、学習支援業 日本標準産業分類に規定する大分類 O の小分類 821(社会教育)のうち 8214(動物園、植物園、水族館)に分類されている事業を営むもの

第 2 条の 2 中「条例第 4 条ただし書の規定による同条各号を適用しない」を「条例第 4 条第 3 項の」に改め、同条第 1 号中「前条第 7 号」を「前条第 10 号」に改める。

第 12 条第 1 項中「様式第 16 号」を「様式第 20 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 17 号」を「様式第 21 号」に改め、同条を第 14 条とする。

第 11 条中「様式第 15 号」を「様式第 19 号」に改め、同条を第 13 条とする。

第 10 条第 1 項中「様式第 13 号」を「様式第 17 号」に改め、同条第 2 項中「様式第 14 号」を「様式第 18 号」に改め、同条を第 12 条とする。

第 9 条中「第 7 条第 3 項及び第 8 条第 3 項」を「第 7 条第 4 項、第 8 条第 4 項、第 9 条第 3 項及び前条第 3 項」に、「様式第 12 号」を「様式第 16 号」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条第 1 項中「条例第 6 条第 4 項」を「条例第 6 条第 6 項」に改め、同条第 2 項中「様式第 10 号」を「様式第 14 号」に改め、同条第 3 項中「様式第 11 号」を「様式第 15 号」に改め、同条を第 10 条とし、第 7 条の次に次の 2 条を加える。

(公共下水道の使用に係る支援金の交付)

第 8 条 条例第 6 条第 4 項の規定による支援は、指定事業所が使用した公共下水道に係る使用料であって、当該使用料の納付が完了したものについて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の支援金を交付する。この場合において、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 1 年目から 3 年間 100 分の 75
- (2) 4 年目から 3 年間 100 分の 50
- (3) 7 年目から 3 年間 100 分の 20

2 前項に規定する支援期間は、指定事業所が条例第 4 条に規定する適用基準を満たした日以後初めて公共下水道を使用した月を起算月とする。

3 第 1 項の規定による支援金の交付を受けようとする企業等は、公共下水道の使用に係る支援金交付申請書(様式第 10 号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 企業立地支援指定書の写し
- (2) 公共下水道使用料の領収書の写し又は納付証明書

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、その適否を決定し、公共下水道の使用に係る支援金交付(不交付)決定通知書(様式第 11 号)により通知するものとする。

(合併処理浄化槽の設置に係る支援金の交付)

第 9 条 条例第 6 条第 5 項の規定による支援は、指定事業所が合併処理浄化槽の設置に要した費用の額に 3 分の 2 を乗じて得た額の範囲内の支援金を交付する。この場合において、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、当該支援金の額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円を限度とする。

2 前項の規定による支援金の交付を受けようとする企業等は、合併処理浄化槽の設置に係る支援金交付申請書(様式第 12 号)に次に掲げる書類を添付して市長に申請

しなければならない。

- (1) 企業立地支援指定書の写し
- (2) 浄化槽設置届出書の写し
- (3) 設置場所の案内図
- (4) 建築物の平面図（配置図及び配管図を含む。）
- (5) 合併処理浄化槽の設置に係る契約書の写し及び経費の支払を証する書類の写し
- (6) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、その適否を決定し、合併処理浄化槽の設置に係る支援金交付(不交付)決定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

様式第9号から第17号までを次のように改める。

様式第 17 号の次に次の 4 様式を加える。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。